

令和2年長審第15号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和元年12月14日04時00分

長崎県平戸島北岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 19トン

全 長 29.00メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 736キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船尾部に操舵室及び船員室、中央部上甲板下に魚倉、同部前方の上甲板左舷側にクレーンを有し、操舵室前部右舷側に舵輪、オートパイロット、GPS、機関操縦レバー及び機関計器盤、同部左舷側上段にレーダー、ソナー、GPSプロッター及びレーダー、同下段に魚群探知機、ソナー及び潮流計等をそれぞれ備え、中型まき網漁業に運搬船として従事するFRP製漁船で、a受審人ほか甲板員1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.8メートル船尾2.3メートルの喫水をもって、令和元年12月13日10時00分長崎県神崎漁港を船団の僚船6隻と共に発し、同県対馬下島南方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、13時頃対馬下島南方沖合の漁場に到着して魚群探索を行い、16時頃から18時頃まで休息後、再び魚群探索を行ったものの、魚群の反応がなくて投網が行われない中、同人の個人的な用事で帰港することとなり、翌14日01時30分同漁場をA単独で発進して帰途に就いた。

ところで、a受審人は、12月10日から12日までの3日間が月夜間のための休漁で十分な休息が取れており、出港前夜も7時間ないし8時間の睡眠を取り、安眠できていた。

a受審人は、平素甲板員が往復航の操船を行うところ、眠気もなかったので自身が操船することとし、眠気を催した際には交替する旨を甲板員に伝えて同人を船員室で休息させ、操舵室の窓を少し開けて風を通し、暖房を入れないで、舵輪後方の背もたれ及び肘掛けの付いた椅子に腰を掛け、レーダー2台及びGPSプロッターを作動させ、自動操舵によって対馬海峡の東水道を南東方向へ航行した。

a受審人は、長崎県生月島の大湊鼻北方沖合に至り、眠気を感じたことから椅子から立ち上がって体を動かしていたところ、右舷後方に

自船を追い越そうとする黄色回転灯を点灯した漁船を認めたので、手動操舵に切り替え、少し左舵をとって距離を離し、その後同船が右舷側を追い越していったことから、03時39分少し前大湊鼻灯台から050度（真方位，以下同じ。）2.0海里の地点で、針路を長崎県度島西方沖合に向く136度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分1,350にかけ、13.0ノットの速力（対地速力，以下同じ。）で、再び椅子に腰を掛けて進行した。

定針したとき、a受審人は、周囲に他の船舶がいなくなり、海上も平穏であったことから気が緩み、眠気を払拭することができなかったが、今まで操船中に居眠りをしたことがなかったのもので、眠気を我慢できるものと思い、甲板員と操船を交替するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、椅子に腰を掛けた姿勢で続航し、度島西方沖合に近づいた頃いつしか居眠りに陥り、度島の大田埼沖合の転針予定地点を通過し、04時00分大湊鼻灯台から113.5度5.1海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、平戸島北岸のハナグリ鼻に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで、風力3の南風が吹き、潮候はほぼ低潮時であった。

乗揚の結果、船首部から中央部に掛けての船底外板に破口及び亀裂を生じたが、僚船に引き出されて係留地近くの造船所までえい航され、のちに修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、夜間、平戸島北方沖合において、神崎漁港に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、同島北岸のハナグリ鼻に向首進

行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、平戸島北方沖合において、単独で操舵室の椅子に腰を掛け、自動操舵によって神崎漁港に向けて帰航中、眠気を感じたことから一旦立ち上がって体を動かし、再び椅子に腰を掛け、周囲に他の船舶がいなくなり、海上も平穏であったことから気が緩み、眠気を払拭することができない場合、居眠りに陥るおそれがあったから、居眠り運航とならないよう、甲板員と操船を交替するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、a 受審人は、今まで操船中に居眠りをしたことがなかったのに、眠気を我慢できるものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、居眠りに陥り、平戸島北岸のハナグリ鼻に向首進行して乗揚を招き、船底外板に破口及び亀裂を生じさせるに至つた。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和 4 年 3 月 23 日

長崎地方海難審判所

審判官 覺 前 修